（○○コース）

それぞれ下記のコースとなります。

テレワークコース

新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース

新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース（２次募集）

新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース（３次募集）

（※第14号※三次募集では、

**様式第10号**）

　 　令和○○年○○月○○日

　　働き方改革推進支援助成金に係る消費税額の確定に伴う報告書

厚　生　労　働　大　臣　　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 事業主又は代理人 | 住所　〒000-0000東京都千代田区・・・・・・ |
|  | 電話番号000-000-0000 |
|  | （法人名）株式会社○○ |
|  | 代表者職・氏名代表取締役　○○　○○　　　　 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業主又は社会保険労務士（提出代行者・事務代理者） | 住所　〒 |
| 電話番号 |
| （法人名） |
| 代表者職・氏名　　　　　　　　　　　 |

※申請者が事業主の場合、上欄に氏名等を記載してください。

※申請者が代理人の場合、上欄に代理人の氏名等を、下欄に本助成金の支給に係る事業主の氏名等を記載してください。

※申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第２項の提出代行者又は同則第16条の３の事務代理者の場合、上欄に事業主の氏名等を、下欄に申請者氏名等を記載してください。

申請書の記載内容等に係る問合せを行うことがありますので、担当者を記入してください｡

担当者名（フリガナ）：

電子メールアドレス：

電話番号　　　　　：

支給決定額をご記載ください。

下記のとおり報告します。

記

１　助成金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条に基づく確定額又は事業実績報告額

返還がない場合は、「０円」と記載して下さい。

返還がある場合は、返還額を記載して下さい。

返還があるかどうか、返還額をどのように計算するかは次ページに記載していますので、ご確認ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金 | 388，000 | 円 |

２　消費税額の申告により確定した消費税仕入控除税額（要国庫助成金返還相当額）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金 | 5，000 | 円 |

３　添付資料

　　　記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料等）を添付すること。

必要な資料については、次ページに記載していますので、ご確認ください。

消費税額を含めて助成金を受給した事業主は、返還の要否に関わらず、必ず様式第14号（三次募集では様式第10号）の報告書の提出が必要となります（消費税額を除外して助成金を受給した事業主は、提出は不要です）。

１．返還がない場合

　次の①～④のいずれかに該当する場合には、返還の必要はありません。なお、返還が無い場合でも、事情のわかる資料を添付の上、報告は必要となります。

　①　消費税の申告義務がない

　②　簡易課税方式により申告している

　③　消費税法別表第３に掲げられている公益法人等（一般社団法人、社会福祉法人、宗教法人など）で、特定収入割合が５％を超えている法人

　④　当該助成金において支給決定された経費が、課税仕入れ等とならない（非課税仕入）など、消費税仕入控除税額に含まれないものとして、申告している

２．返還が必要な場合の計算方法

　（１）課税売上高が５億円以下、かつ課税売上割合（次ページ参照）が９５％以上の場合（全額控除）

　　　　**助成金支給決定額（※）×１０／１１０＝返還額**

　（２）課税売上高が５億円超又は課税売上割合が９５％未満の場合で**「一括比例配分方式」**を採用している場合

　　　　**助成金支給決定額（※）×１０／１１０×課税売上割合＝返還額**

　（３）課税売上高が５億円超又は課税売上割合が９５％未満の場合で**「個別対応方式」**を採用している場合

**ＡとＢの合計額＝返還額**

　　　　　Ａ　課税売上のみに要する補助対象経費に使用された助成金

　　　　 　**助成金支給決定額（※）×助成対象経費のうち課税売上対応分／助成対象経費**

**×１０／１１０＝返還額**

　　　　　Ｂ　課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された助成金

　 　 　　　**助成金支給決定額（※）×助成対象経費のうち共通対応分／助成対象経費**

**×１０／１１０×課税売上割合＝返還額**

　　※上記の「助成金支給決定額（※）」について（（１）～（３）共通）

助成対象経費に課税仕入れと非課税仕入れが混在する場合、助成対象経費に含まれる課税入れと非課税仕入れの割合により助成金支給額を按分し、課税仕入れに係る助成金支給額のみ計算対象とします。

ただし、消費税の税務申告又は助成金の実績報告において助成金の使途を明確にしている場合には課税仕入れに使用した助成対象経費のみ計算の対象とします。

　※１円未満の端数について

上記の計算については、計算処理の途中において小数点以下を切り捨てるなどの端数処理はしない。計算の最後に、１円未満の端数を切り捨てる。

３　添付資料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １助成金返還がない場合上記１の①～④に応じて右欄の資料を添付 | ① | ○事業実施年度が免税事業者であることを確認できる資料（例）・助成事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書（写）及び損益計算書等、課税売上高を確認できる資料・新たに設立された法人の場合は、設立日、事業年度、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類（法人設立届出書(写)等） |
| ② | ○事業実施年度が簡易課税事業者であることを確認できる資料（例）・消費税確定申告書（簡易課税用）（写） |
| ③ | ○特定収入割合を確認できる書類 |
| ④ | ○「消費税確定申告書（写）」及び「消費税確定申告書付表２（写）」 |
| ２助成金返還額がある場合 | ○以下の３点を付けること・助成事業実施年度の消費税確定申告書（写）・助成事業実施年度の消費税確定申告書付表２（写）・助成金に係る消費税仕入控除税額の積算内訳（次ページ参照　任意様式）※なお、助成金に係る消費税仕入控除税額の積算内訳の任意書式につきましては、HPにて自動計算可能な書式も公開しています。下記URLよりご確認ください。〈テレワークコース〉<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/telework_10026.html>〈コロナコース１次募集～３次募集〉<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html> |

４　報告書等の郵送先

　報告書及び添付書類の郵送先は下記のとおりです。

　〒100-8916

　　東京都千代田区霞が関１－２－２

　　厚生労働省　雇用環境・均等局　在宅労働課　宛

（参考）助成金に係る消費税仕入控除税額の積算内訳（任意様式）の例

（１）　事業実施（経費支払）の時期　　　令和　　　　年　　　　月

（令和１年１０月１日から消費税１０％適用）

（２）助成対象経費の内訳

（経費の会計仕訳や、仕入科目、消費税の用途区分を総勘定元帳等により確認してください）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 区　　分 | 課税仕入額(**10%分**) | 非課税仕入額不課税仕入額 | 合　　計 |
| 　 | 課税売上対 応 分 | 共通対応分 | 非課税売上対 応 分 |
| 対象経費の内訳 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 |   |  |
| 合　計（税込） |  |  |  |  |  |

（３）課税売上割合

|  |
| --- |
| 課税資産の譲渡等の対価の額（確定申告より） |
| 資産の譲渡等の対価の額（確定申告より） |

（４）　消費税控除税額の積算内訳

|  |
| --- |
| 10 |
| 110 |

□　全額控除

助成金額　　　　　　　　　　　　　×

|  |
| --- |
| 10 |
| 110 |

□　一括比例配分方式

助成金額　　　　　　　　　　　　　×　課税売上割合　　　　　％　　×

□　個別対応方式

（A）　　　　　　＋（B）　　　　　　　＝

(Ａ)課税売上のみに要する助成対象経費に使用された助成金

|  |
| --- |
| 10 |
| 110 |

|  |
| --- |
| 助成対象経費のうち課税売上対応分 |
| 助成対象経費 |

助成金額　　　　　　×　　　　　　　　　　　　　　　　　　　×

(Ｂ)課税売上と非課税売上に共通して要する助成対象経費に使用された助成金

|  |
| --- |
| 助成対象経費のうち共通対応分 |
| 助成対象経費 |

|  |
| --- |
| 10 |
| 110 |

助成金額　　　　　　×　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　×課税売上割合　　　　　％　×